

6 住宅の応急修理

(1) 応急修理の実施

災害が発生したときには、必要に応じて建設事業者団体等の協力を得て、速やかに法による住宅の応急修理が必要な住宅の応急修理を行うこと。

また、円滑に応急修理を実施するため、実施要領（別紙2「平成19年（2007年）能登半島地震における住宅の応急修理実施要領」参照）を定めるとともに、あらかじめ応急修理を実施する事業者を指定しておく等手続きの簡素化を図られたい。

法による住宅の応急修理は、災害発生の日から1月以内に完了するよう努めることとなっているが、災害の規模や被災地の実態等によっては、1月以上実施に要する事例もあることから、予め、事態等に即した必要な期間を厚生労働大臣と協議の上、実施期間の延長を行うこと。

【参考】

- ・平成19年（2007年）能登半島地震においては、被災地は、産業基盤が他の地域に比較して低位にある半島振興対策実施地域として指定されており（半島振興法）、実際に修理業者が不足しており、また、他都市からの修理業者の応援等についても、半島地域であることからそれほど多くは見込めないため、3月25日から7月25日迄の期間の延長を予め特別基準として対応した。

(2) 対象者

法による住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊又は半焼し、居住のために必要な最小限の部分も失い、自らの資力で修理を行い、当面の日常生活に最低限必要な場所を確保できない者に対して、必要最小限の修理を行うものである。

また、実施に当たっては、応急修理を行うことによって避難所等への避難を要しなくなると見込まれる場合であって、かつ、応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借り上げを含む）を利用しない場合が対象となる。

ア 法による住宅の応急修理は、災害により受けた住宅の被害等を補償するものではないので、日常生活に不可欠な部分の一時的な修理のみを対象とする。

イ 住家が半壊等の被害を受けていても、残存した部分において差し当たりの生活に支障がないときは、法による住宅の応急修理の対象とはならない。

ウ 自らの資力では住宅の応急修理ができない者の所得要件は、新潟県中越地震において弾力的な運用を行っている。また、以降の災害においても、応急修理の所得要件について、

① 新潟県中越地震における取扱いや

② 同一の災害や災害毎に所得要件が変わると被災者間に不公平が生じること

を踏まえ、同様の運用を行っている。

エ 法による住宅の応急修理は、直接災害により住家に被害を受けたもののみを対象とすることを原則としているが、これは災害以外の理由によるものは、その原因者による賠償等で対応されるのが原則であるからである。

従って、地震等により引き起こされた火災や地滑り等の二次災害、消火活動の破壊消防による損壊等は対象となり、その他、真にやむを得ない事情がある場合には、厚生労働大臣と協議の上、実施できることとされている。

オ 全壊又は全焼等の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、法による住宅の応急修理の対象とはならないものであること。

ただし、全壊等であっても修理すれば居住することが可能なら、対象としても差し支えない。

カ 借家等の取扱いについては次によること。

(ア) 借家等は、通常はその所有者が修理を行うものである。

(イ) 借家等の所有者は、自らの資力をもって応急修理をできるだけ相当額の貯金又は不動産がなく、応急修理をできるだけの一時的な借金ができないとは考えにくいですが、住宅の修理は前述の通り住宅の再建又は住宅の損害補償を行うものではなく、生活の場を確保するものであるから、借家等であっても、所有者が修理を行わず、また、居住者の資力をもってしては修理できないため、現に居住する場所がない場合は、応急修理を行って差し支えない。

(ウ) この場合、住宅所有者に行うものでないことから、そこに居住する世帯の数により行って差し支えない。

1人の者が複数の借家等を所有する場合、通常は所有者に修理する資力がないとは考え難いが、現に所有者が修理を行わず、居住者の資力をもって修理し難い場合は、そこに生活する世帯が複数であれば、それぞれの世帯単位（ただし、2世帯以上で通常の1戸の住宅に居住していた場合は、原則として1戸とすること。）に、その支出できる費用の額以内で行って差し支えない。

(3) 基準額

法による住宅の応急修理は、居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、基準告示に定める額以内とする。

この基準告示に定める額を超える場合として特別基準の設定を認めたケースは、次の2つの要件をいずれも満たした災害である。

① 冬季又は冬季直前の時期であること。

② 特別豪雪地帯又は冬季の気温が摂氏零度10度以下の環境になる地域であって、寒さ対策として二重ガラスの設置など特別の配慮が必要であること。

なお、応急修理の範囲を示せば以下のとおりある。

- ・屋根、柱、床、外壁、基礎等の応急修理
- ・ドア、窓等の開口部の応急修理
- ・上下水道、電気、ガス等の配管、配線の応急修理
- ・衛生設備の応急修理

ア 法による住宅の応急修理のため支出できる費用は、原材料費、労務費、輸送費及び修理事務費等一切の経費を含むものである。

従って、大工、左官等の工事関係者を法第24条の規定による従事命令によって従事させたときにおいては、これら従事者の実費弁償の額についても、住宅の応急修理のた

めに支出できる費用の額に含まれるものである。

イ 法による応急修理の基準告示の額は、日常生活に欠くことのできない必要最小限度の部分の修理にかかる費用として設定したものである。

従って、各世帯ごとに基準告示の額の範囲内で修理するものであり、いわゆるプール計算（世帯によって、その費用が限度額を超えることがあっても、1世帯当たりの平均金額が限度額内であればよいとする制度）は、原則認められない。

しかしながら、世帯の規模、居住者の身体の状態等によって、この原則を貫くことが必ずしも適当でないときもあることから、全体の平均額が修理のため支出できる費用の額以内で実施できる限りにおいて、都道府県知事が合理的な理由に基づく方針を定め、これを超える修理を認めて差し支えない。

ただし、法による住宅の応急修理のため支出できる費用の額を超えた修理を認める場合、修理の程度について公平性を欠くことのないよう留意して認定すること。また、この場合の認定は都道府県知事が行うこととし、市町村長に救助の委任をすることはできない。

ウ 全体の平均額が修理のため支出できる費用の額以内では十分な応急修理が実施できないときには、厚生労働大臣に協議すること。

ただし、法による住宅の応急修理は、住宅の現状復旧は勿論、災害による住宅の損害をある程度でも補填するような性格は全くなく、日常生活に不可欠な部分の一時的な修理であることに厳に留意し、被災者が起居するために最低限必要な応急的な修理の範囲内に留めること。

エ 同一住家（1戸）に2以上の世帯が居住している場合に住宅の応急修理のため支出できる費用の額は、1世帯当たりの額以内とすることを原則とする。

（4）必要な書類

法による住宅の応急修理に当たっては、原則として次に掲げる書類、帳簿等を整備し、保存しておくこととなっているが、これらの整備等が著しく困難な場合は、できる限りこれらに代わるものを整備保存しておくこと。

- ア 救助実施記録日計票
- イ 住宅の応急修理記録簿
- ウ 住宅の応急修理のための契約書・仕様書
- エ 住宅の応急修理関係支払証拠書類
- オ その他必要な書類、帳簿等

7 学用品の給与

（1）速やかな給与

災害が発生した場合には、教育委員会、学校等の協力を得て、速やかに被災状況を確認し、被災児童に対して必要な学用品の給与を行うこと。

ア 法による学用品の給与に当たっては、教育委員会、学校等の協力を得て、学籍簿や被災者名簿等により、被害別、学年別給与人員を正確に把握し、これらを集計して配分計画表を作成するなどし、計画的に行うこと。

なお、法による救助は、都道府県又は都道府県から救助の委任を受けた市町村が実施することを原則とするものであるが、学用品の給与に当たっては、教科書等が学校毎に

異なること、また、児童生徒の確実な人員の把握が必要なこと等を勘案し、学校及び教育委員会の理解及び協力を得て、調達から配分までの実際の支給事務に限り学校が行うこととして差し支えない。

イ 法による学用品の給与は、災害発生の日から、教科書については1カ月以内、その他の学用品については15日以内に完了するよう努めること。これにより難しいときには厚生労働大臣に協議して延長することを原則とする。

(2) 対象者

法による学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童（以下「特別支援学校」という。）の小学部児童含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ）に対して行うことを原則とする。

ア 法による学用品の給与は、災害により義務教育等の遅滞を防止するものであるから、幼稚園、専門学校及び大学等に就学中の者は原則として対象としないこととし、特別支援学校の小学部児童、中学部生徒及び高等部は対象としている。

イ 法による学用品の給与については、災害のため住家等に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失又は毀損し、流通機構等の一時的な混乱により、資力の有無にかかわらず、これらの学用品をただちに入手することができない小学校児童、中学校生徒又は高等学校等生徒に対して必要最低限の学用品を給与し、これらの者の就学の便を図るものである。

ウ 法による学用品の給与は、居住する住家が、全壊、全焼、流失、半壊、半焼及び床上浸水等の被害を受け、学用品を喪失又は毀損した児童生徒に対して行うことを原則とするが、通学途中又は学校等で被災した場合であっても、都道府県知事が必要と認めるときに限り給与して差し支えない。

ただし、この場合の判断に当たっては、市町村長から状況報告等を受けることは差し支えないが、認定については市町村長に委任できない。

エ 被災後に他市町村へ転出するなどした児童生徒には、特別な事情がない限り、本制度により学用品を給与する必要はない（特に必要性が認められる場合は、厚生労働大臣に協議して給与すること）。

オ 法による学用品の給与は、原則として、一律に給与すべきではなく、実際に使用するものを喪失又は毀損した場合に最低限必要な量を支給すること。

特に、学校等に実務の協力を得て行うときには、関係者の法の趣旨に対する理解を十分に得て、一律に給与などが行われないう周知すること。

カ 対象となる公・私立諸学校があるが、支給漏れの無いように十分都道府県及び市町村で連携をとること。

キ 長期休み期間中等に災害が発生した場合、支給調査が困難になることが思慮されるが、始業に極力影響の出ないように配慮すること。

(3) 対象品目

法による学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

なお、法による学用品の給与として支給できる学用品は、被災状況、程度及び当該地域の実情に応じて個々に定めて差し支えないこととされている。

ア 教科書

教科書、教育委員会の承認を受けている準教科書、ワークブック、問題集等の教材

イ 文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷き、定規等の文房具

ウ 通学用品

傘、靴、長靴等の通学用品

エ その他の学用品

運動靴、体育着、カスタネット、ハーモニカ、笛、ピアノカ、工作用具、裁縫用具等

(4) 基準額

法による学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とする。

ア 教科書代として、「教科書の発行に関する臨時措置法」第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用している教材を給与するための実費とする。

学校法人の設置する学校が使用している教材は公立学校の例による。

なお、教科書以外の教材とは、当該学校において、有効適切なものとして使用している教科書に準ずるもの又はワークブック等に類するもので、辞書、図鑑等の類は、原則として含まれない。

イ 文房具、通学用品及びその他学用品費は、基準告示に定める額以内とする。

(ア) 文房具及び通学用品費として支出できる費用の額は、当面の就学に通常最低限必要なものを積算して定めたものであるため、給与に要した費用の平均額がこの額の範囲であればよいということではなく、個人毎にこの額の範囲で実施することを原則とする。

従って、救助を要する期間の長期化等により、この額を超えた給与が必要な場合には、厚生労働大臣に協議して実施すること。

(イ) 小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒の判定の時点は災害発生の日とするが、災害が入進学時に発生し、既に個人が現に所有している入進学後の学用品に被害を受けたようなときには、個々の実情に応じ、それぞれ小学校児童、中学校生徒又は高等学校等生徒に準じて取り扱って差し支えない。

ウ 同一品目で価格の異なる場合は、平均価格をもって精算しても差し支えない。

(5) 必要な書類

法による学用品の給与に当たっては、原則として次に掲げる書類、帳簿等を整備し、保存しておくこととなっているが、これらの整備等が著しく困難な場合は、できる限りこれらに代わるものを整備保存しておくこと。

ア 救助実施記録日計票

イ 学用品の給与状況

ウ 学用品購入関係証拠書類

- エ 備蓄物資払出証拠書類
- オ その他必要な書類、帳簿等

8 埋葬

(1) 速やかな実施

災害が発生したときには、直ちに地元火葬場の被害状況を調査し、火葬場の処理能力を把握し、法による埋葬が必要な遺体について速やかに埋葬すること。

ア 速やかな埋葬を希望する遺族に対し、必要に応じて埋葬のための相談窓口を設置し、火葬場、遺体の搬送等の広域的な情報を的確に提供すること。

イ 地元火葬場が被災したときには、広域的な火葬ができるよう、遺体の搬送のための車両、ドライアイス、棺、骨壺等の確保、ヘリコプターを活用した広域的搬送体制等について検討すること。

ウ 火葬場の被災等により地元での火葬が困難なときは、速やかに他の都道府県に応援を要請し、これらの協力を得るなどし、法による埋葬を円滑に行うこと。

(2) 留意点

災害発生直後の混乱期に遺体が発見されたときには、遺族等の関係者に遺体を引き渡すことが原則であり、遺族等が埋葬をできない場合、又は遺族等に引き渡しをできない場合などに法による埋葬を行うものであるので留意すること。

ア 法による埋葬は、災害時の混乱期による応急的な仮葬であるが、遺族の心情を察し、できるだけ丁寧な埋葬を行うこと。

イ 法による埋葬は、災害の混乱期のため埋葬ができないときに行うものであるから、その死因及び場所の如何を問わない。

(ア) 直接災害のため傷病を受け、亡くなった者に限らない。

(イ) その他の病気等でたまたま災害時に亡くなった者に対しても法による埋葬を実施して差し支えない。

(ウ) 災害発生以前に死亡した者であっても、埋葬が行われていない遺体については、同様に取り扱って差し支えない。

ウ 死亡の原因が犯罪等によるとの疑いがある変死体については、刑事訴訟法及び検死規則（昭和33年国家公安委員会規則第3号）等の変死体の取扱いに関する他の法令の規定によるべきであるので、ただちに警察署に届けることとし、法による埋葬を行わないこと。

なお、警察官が発見した遺体又は警察官に届け出がなされた遺体であっても、警察当局から所要の措置を経た後に引き渡された場合は、法による埋葬を行って差し支えない。

エ 法による埋葬は、災害の際に亡くなった者に対し、遺族がいないか、遺族がいても、災害による混乱期等のため、資力の有無にかかわらずその遺族が埋葬を行うことが困難な場合に実施するものである。

なお、埋葬が困難な場合とは、次に掲げる場合等が考えられる。

(ア) 遺族が緊急に避難を要するため、時間的にも、労力的にも、これらを行うことが困難であるとき。

(イ) 火葬場等が被災するなどして使用できないなど、個人ではこれらを行うことが困難であるとき。

(ウ) 流通機構等の混乱のために、資力の有無にかかわらず、棺、骨壺、その他の必要な物資等が入手できないとき。

(エ) 埋葬を行う遺族がいないか、いても老齢、幼少、傷病等のためこれらを行うことができないとき。

オ 法による埋葬を外国人に対して行うことも差し支えないが、火葬を行うことに問題が生じる国があるなど、風俗・習慣・宗教等の違いから問題が生じるおそれがあることから、できる限りこれらについて配慮すること。

(3) 期間

法による埋葬ができる期間は次により定めること。

ア 法による埋葬に要する期間が予測できる場合、又は、一定期間以上の埋葬に要する期間が必要であることが明らかな場合は、その期間とする。ただし、この期間が10日を超える場合は、厚生労働大臣と協議すること。

イ アにより埋葬を実施する期間を定められない場合は、とりあえず法による埋葬を実施する期間を災害発生の日から10日以内で定めること。

ウ ア及びイのいずれの場合も、定められた期間を超えて法による埋葬が必要な場合は、厚生労働大臣と協議の上、次により埋葬を実施する期間を延長できる。

(ア) 延長すべき期間が予測できる場合、又は、延長すべき期間は予測できないが、一定期間以上の延長が必要であることが明らかな場合は、それぞれその期間とする。

(イ) その他の場合には延長する期間を原則として10日以内で定めること。

(ウ) 更に再延長が必要な場合は、同様にいずれかにより取り扱うこと。

(4) 支給範囲

法による埋葬は、次の範囲内において、なるべく棺又は棺材の現物をもって実際に埋葬を実施する者に支給すること。

ア 棺（付属品を含む。）

イ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

ウ 骨壺及び骨箱

(5) 基準額

法による埋葬のため支出できる費用は、基準告示に定める額以内とする。

ア 基準告示に定める額は、棺及びその附属品等の最小限必要な物品を揃え、最小限必要な埋葬又は火葬等の措置を行える額により設定されている。

従って、法による埋葬のため支出できる費用は、平均額が基準告示に定める額の範囲であればよいということではなく、原則として、個々の遺体についてこの額の範囲で実施するという考え方である。

イ 法による埋葬の程度は、災害による一時的混乱時期に行うものであって、いわば応急的な仮葬であり、正式の葬祭ではない。

ただし、災害発生から一定期間を経て、一定の体制が確保できた段階で、基準告示に定める額以内で、その地域における最低限の葬祭と認められる範囲の葬祭を仮葬として実施することを認めないとする趣旨ではない。

ウ 供花代、酒代等は、非常時の混乱したときに行われる仮葬に必ずしも必要なものとは言い難いので、法による埋葬の費用として考えていない。

ただし、その地域において最低限必要なものを、基準告示に定める額以内で行うこと

を認めないとする趣旨ではない。

エ 埋葬の際の通常の人件費及び輸送費相当は、基準告示に定める額に含まれている。

ただし、当該市町村の火葬場が被災により使用できなくなった場合及び他の市町村に運んで遺体の一時保存を行わなければならないなどの特殊な事情にあり、別途、賃金職員等雇上費又は輸送費が特に必要となった場合には、事前に厚生労働大臣に協議の上、特別基準を設定して、支出すること。

オ 葬祭等を実施するゆとりのないときであっても、遺族等の心情を斟酌し、遺体の取扱いにあってはできる限り丁重に取り扱うこと。

(6) 現物支給

埋葬は、いわゆる土葬であっても、火葬であっても差し支えないが、制度の性格から、救助の実施機関である都道府県又は市町村が現物支給することを原則とする。

ア 現物支給を原則としているので、救助の実施機関である都道府県又は市町村が火葬、土葬又は納骨等の役務提供までを含めて行うことも差し支えない。

イ 現物支給を原則としているが、制度の趣旨から、棺、骨壺等を支給することにより、遺族等が埋葬を行えるのであれば、これらの支給のみで済ませることも差し支えない。

ウ 特別な事情があり、原則として第三者により埋葬が行われたときに、例外的にその実費（基準告示に定められた額を支給するものではなく、実際に支出された実費とするので留意すること。）を、基準告示に定める埋葬のため支出できる費用の額以内で支出して差し支えない。

(7) 法適用市町村以外での埋葬

法による救助が適用された市町村以外の市町村の地域に漂着した死体が当該災害によるものであると推定できる場合は、次により措置すること。

ア 漂着した地域の市町村が、救助の行われた地の都道府県知事が統括する市町村である場合は、当該市町村長は、直ちに救助の適用市町村長に連絡して、遺族等の関係者に遺体を引き取らせること。

ただし、引き取る暇のない場合においては当該都道府県知事に遺体の漂着の日時、場所等を報告するとともに、必要に応じてその指揮を受けて、当該市町村長が法による埋葬を行うものとし、これに要する費用については都道府県が支弁すること。

イ 漂着した地域の市町村が、救助の行われた地以外の都道府県知事の統括する地域の市町村（この場合の市町村には、法による救助の適用市町村を含む。）である場合は、当該市町村長は、前号の例により措置することとし、それに要する費用については、当該市町村を包括する都道府県知事が支弁すること。

この場合の埋葬は、救助の行われた地の都道府県知事に対する救助の応援として取り扱い、当該都道府県は、その支弁した費用について、法第35条の規定により、救助の行われた地の都道府県に対して求償することができる。

(8) 災害以外の遺体の取扱い

法による救助の適用市町村以外の市町村の地域に漂着した遺体が当該災害によるものであると推定できない場合においては、当該市町村長が、行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）の定めるところにしたがって、その遺体を措置すること。

当該措置後において、当該救助の実施期間内にその遺体の漂着が当該災害によるものであると判明した場合に限り法による救助の実施とみなして取り扱い、それに要した費用に

については前述の例により取り扱って差し支えない。

(9) 必要な書類

法による埋葬を実施するに当たっては、原則として次に掲げる書類、帳簿等を整備し、保存しておくこととなっているが、これらの整備等が著しく困難な場合は、できる限りこれらに代わるものを整備保存しておくこと。

- ア 救助実施記録日計票
- イ 埋葬台帳
- ウ 埋葬費支出関係証拠書類
- エ その他必要な書類、帳簿等

9 死体の処理

(1) 死体処理の実施

災害が発生したときには、速やかに遺体を一時的に収容するための遺体の収容場所、遺体搬送のための車両等、遺体保存のためのドライアイス等を確保するとともに、遺体の検案について警察との連携を密にし、検案担当医師を遺体安置所に集中的に配置する等、検案体制の整備を図り、効率的に検案を行うこと。災害発生直後の混乱期に遺体が発見された場合は、原則として、次により必要に応じて法による死体の処理を行い、遺族等の関係者に遺体を引き渡すこと。

ア 遺体識別のため、また、遺体に対する最低限の措置として、泥土又は汚物等を付着したまま放置できないこと、原形を止めない程度に変形した遺体がある程度まで修復しなければならぬことなどから、法による死体の処理として遺体に対して洗浄、縫合、消毒等の処置等を行うものである。

イ 遺体の身元を識別するため、また、遺族への引き渡し又は埋葬までに時間を要する場合に放置したままにできないなどのことから、法による死体の処理として、遺体の一時保存を行うものである。

ウ 医師の診療中の患者でない者が死亡した場合、又は医師の診療中の患者が最後の診療後24時間以上を経過した後に死亡した場合に、その遺体について死因その他につき医学的検査をなさなければならないことから、法による死体の処理として、検案を行うものである。

エ 災害発生直後の混乱期であっても、遺体の取扱いに当たっては、遺族の心情を察し、できるだけ丁重に取り扱うこと。

オ 遺体の検案は原則として救護班が行うこと。ただし、救護班によることができない場合は他の医師により検案を行って差し支えない。

カ 法による死体の処理は、災害の混乱期に行うものであるから、その死因及び場所の如何を問わないことは、埋葬等の場合と同じである。

(2) 犯罪等の疑いのある場合

死亡の原因が犯罪等によるとの疑いがある変死体については、刑事訴訟法及び検死規則（昭和33年国家公安委員会規則第3号）等の変死体の取扱いに関する他の法令の規定によるべきであるので、ただちに警察署に届けることとし、法による死体の処理は行わないことは埋葬の場合と同じである。

また、同様に、警察官が発見した遺体又は警察官に届け出がなされた遺体であっても、

警察当局から所要の措置を経た後に引き渡されたときには、必要に応じて遺体の一時保存等、法による死体の処理を行って差し支えない。

(3) 期間

法による死体の処理ができる期間は次により定めることとする。

ア 法による死体の処理に要する期間が予測できる場合、又は、一定期間以上、遺体の処理に要する期間が必要であることが明らかな場合は、その期間とすること。ただし、この期間が10日を超える場合は、厚生労働大臣と協議すること。

イ アにより死体の処理を実施する期間を定められない場合は、とりあえず法による死体の処理を実施する期間を災害発生の日から10日以内で定めること。

ウ ア及びイのいずれの場合も、定められた期間内に遺体の処理を終えることができない場合は、厚生労働大臣と協議の上、次により遺体の処理を実施する期間を延長できる。

(ア) 延長すべき期間が予測できる場合、又は、延長すべき期間は予測できないが、一定期間以上の延長が必要であることが明らかな場合は、それぞれその期間とする。

(イ) その他の場合には延長する期間を原則として10日以内で定めること。

(ウ) (ア) 及び (イ) のいずれの場合であっても、更に再延長が必要な場合は、同様にいずれかにより取り扱うこと。

(4) 基準額

法による死体の処理のため支出できる費用は、次によること。

ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、1体当たり基準告示に定める額以内とする。

イ 基準告示に定める額は、最小限必要な措置を行える額により設定されているので、これらに要する総費用の平均額がこの額の範囲内であればよいということではなく、個々の遺体についてこの額の範囲で実施するという考え方である。

ウ 遺体の一時保存のため支出できる費用は、既存建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存建物を利用できない場合はこれらに要する費用の平均額で1体当たり基準告示に定める額以内とし、ドライアイス等が必要な場合は、各々、当該地域における通常の実費を加算することができる。

エ 救護班により検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。

オ 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置及び検案については、別途、賃金職員等雇上費又は輸送費が認められるが、遺体の一時保存のための通常の人件費及び輸送費は、基準告示に定める既存の建物を利用できない場合の遺体の一時保存のための費用に含まれている。

従って、他の市町村に運んで遺体の一時保存を行わなければならない特殊な事情にある場合などには、厚生労働大臣に協議して別途賃金職員等雇上費又は輸送費として支出する。

(5) 法適用以外の市町村の場合

法による救助の適用された市町村以外の市町村の地域に漂着した遺体が当該災害によるものであると推定できる場合、又は当該災害によるものであると推定できない場合のいずれの場合についても埋葬の例によること。

(6) 必要な書類

法による死体の処理を実施するに当たっては、原則として次に掲げる書類、帳簿等を整備し、保存しておくこととなっているが、これらの整備等が著しく困難な場合は、できる

限りこれらに代わるものを整備保存しておくこと。

ア 救助実施記録日計票

イ 遺体処理台帳

ウ 遺体処理費支出関係証拠書類

エ その他必要な書類、帳簿等

10 障害物の除去

(1) 実施

災害が発生したときには、法による災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去（以下、「障害物の除去」という。）が必要な住宅に対して、必要に応じて関係事業者団体等の協力を得て、速やかにこれらの除去を行うこと。

特に、障害物の除去の対象者については、自らの資力をもってしては、障害物の除去を実施し得ない者をその対象としているところであるので、できる限り適正な判断をするとともに、対象者の判断に時間をとられることなく迅速な障害物の除去を行うこと。

法による障害物の除去は、災害発生の日から10日以内に完了するよう努めること。これにより難いときには厚生労働大臣に事前に協議すること。

(2) 対象者

ア 法による障害物の除去は、住家の一部又は全部に障害物が運びこまれ一時的に居住できない状態にあり、自らの資力では当該障害物を除去し、当面の日常生活に最低限必要な場所を確保できない者に対して行うものである。

(ア) 法による障害物の除去は、災害により受けた被害を補償するものではなく、障害物のために日常生活を営むのに支障をきたす場合に、応急的に最低限必要な場所を確保するため行うものであるから、居室、台所、玄関、便所等の日常生活上欠くことのできない場所を対象とし、物置や倉庫等は対象とならない。

また、住家の一部に障害物が運び込まれても、日常生活を営むのに最低限必要な場所を確保できている場合や、他に被害の少ない建物を所有し、日常生活を営むのに心配のない場合には実施する必要はない。

(イ) 法による障害物の除去の程度は、被災前の状態に戻す、いわゆる現状復旧を目的とするものではないので、主要な障害物を除去すれば一応は目的を達せられ、その後の室内の清掃等は、通常、居住者によってなされることとしているので、法による障害物の除去には含まないことを原則とする。

(ウ) 自らの資力では障害物の除去ができない者には、相当額の貯金又は不動産等がある者や障害物の除去のための一時的な借金ができるような者は原則として含まないことは他の救助の場合と同様である。

(エ) 障害物の除去は、当該災害によって住家が直接被害を受けた場合を想定しているが、法の適用以前の浸水、火災時の破壊消防等によるものであっても、現に障害物の除去を必要とし、自らの資力では実施できない者については、対象として差し支えない。

(オ) 障害物の除去の対象は、この制度の趣旨から、全焼、全壊及び流失の住家や、床上浸水の住家には実施する意味がないことから、半焼、半壊又は床上浸水の住家とする。

また、制度の趣旨から、住家が半焼、半壊又は床上浸水したからといって、必ず行

わなければならないものではない。

(カ) 障害物の除去は、住宅の応急修理と同様の理由で、そこに居住していた世帯に対して行うものであり、自らの所有する住家か、借家等かは問わず、借家の場合に所有者数を問わないことは他の救助（応急仮設住宅及び住宅の応急修理）の場合と同様である。

イ 法による障害物の除去において、平年に比して積雪量が多く、若しくは短期間に集中的な降雪があり、これを放置すれば、住家の倒壊等により、多数の者の生命又は身体に危害を受けるおそれが生じた場合であつて、自らの資力及び労力によっては除雪を行うことができない者に対しては、住家の除雪（雪下ろし等）の実施が可能である。除雪を行うにあたっては、日常生活に支障がない範囲内で実施するものであり、事前に厚生労働大臣あて協議の上、承認を得て行うこと。

また、雪害に対する除雪に際しての空き家等の取扱については、空き家等の管理者が除雪を行わないことにより倒壊して、隣接している住家に被害が生じるおそれがある場合など、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれがあるときは、住家の除雪（雪下ろし等）の対象に含めることは可能である。

なお、豪雪災害における除雪においては、特別基準を設置して除雪の実施期間を延長するだけでなく、その他の風水害や地震と異なり長期間継続する自然災害であるという特殊性を踏まえ、一度除雪が完了して実施期間を延長しなかったとしても、再び除雪の必要性が発生した時点で、除雪の実施を再開することが可能である。

(3) 期間

法による障害物の除去を実施できる期間は次により定めること。

ア 障害物の除去に要する期間が予測できる場合、又は、一定期間以上の障害物の除去が必要であることが明らかな場合は、その期間とする。ただし、この期間が10日を超える場合は、厚生労働大臣と協議すること。

イ アにより障害物の除去を実施する期間を定められない場合は、とりあえず法による障害物の除去を実施する期間を災害発生の日から10日以内で定めること。

ウ ア及びイのいずれの場合も、定められた期間内に法による障害物の除去を完了できない場合は、厚生労働大臣と協議の上、次により障害物の除去を実施する期間を延長できる。

(ア) 延長すべき期間が予測できる場合、又は、延長すべき期間は予測できないが、一定期間以上の延長が必要であることが明らかな場合は、それぞれその期間とする。

(イ) その他の場合には延長する期間を原則として10日以内で定めること。

(ウ) (ア) 及び (イ) のいずれの場合であっても、更に再延長が必要な場合は、同様にいずれかにより取り扱うこと。

(4) 基準額

法による障害物の除去のため支出できる費用は、スコープその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、並びに輸送費及び賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり基準告示に定める額以内とする。

ア 1世帯当たりの障害物の除去のため支出できる費用は、1世帯当たりの平均を示したものである。

イ 特別な事情があり、全体の平均が、法による1世帯当たり障害物の除去のため支出で